

豊橋市こどもの権利条例検討委員会設置要綱

(設 置)

第1条 こどもの権利条例制定に向けて必要な意見等をもらうため、豊橋市こどもの権利条例検討委員会（以下「検討委員会」という。）を設置する。

(意見等を求める事項)

第2条 検討委員会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 条例の基本的考え方に関すること
- (2) 先進自治体の条例の調査研究
- (3) 条例に盛り込むべき内容等に関すること
- (4) その他前条の目的を達成するために必要な事項

(組 織)

第3条 検討委員会は、委員13人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 幼児教育・保育関係者
- (3) 教育関係者
- (4) 保護者
- (5) その他市長が必要と認めるもの

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、任命の日から令和10年3月31日までとする。

(委員長)

第5条 検討委員会に、委員長及び副委員長各1人を置く。

- 2 委員長は委員の互選によりこれを定め、副委員長は委員長が指名する。
- 3 委員長は、会議の議長を務める。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会 議)

第6条 検討委員会は、こども未来部長が委員の参集を求めて開催する。

- 2 検討委員会は、原則公開で行うものとする。
- 3 委員長は、個人等の権利益及び公共の利益を保護する必要があると認めるときは、会議の途中であっても検討委員会を非公開とすることができる。
- 4 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求め、意見を聴くことができる。

(事務局)

第7条 検討委員会の事務局をこども未来部子育て支援課に置く。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、検討委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が検討委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。